

大府市石ヶ瀬会館 指定管理者募集要領

大府市健康未来部女性活躍推進室
令和8年7月

目 次

1	指定管理者の募集	1
2	施設の設置の目的及び概要	1
3	指定の期間	1
4	指定管理委託料	1
5	応募者に関する事項	1
6	募集及び指定に関する事項	2
7	申請書類	4
8	指定管理者の選定	4
9	指定管理者の指定及び協定書に関する事項	5
10	留意事項	5
11	その他の事項	6
	問合せ先	6
	参考資料	6

大府市石ヶ瀬会館指定管理者募集要領

1 指定管理者の募集

大府市（以下、「市」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例（平成元年大府市条例第 4 号）第 11 条の規定に基づき、大府市石ヶ瀬会館（以下、「石ヶ瀬会館」という。）の設置目的に沿った効果的な運営を行うため、この要領の定めるところにより、指定管理者の募集を行います。

2 施設の設置の目的及び概要

(1) 設置の目的

高齢者の生きがい活動及び男女共同参画の推進並びに地域住民の相互理解を図ることを目的とします。

(2) 施設の概要

施設の概要は、以下のとおりです。詳細は、別に定める業務仕様書によります。

- | | |
|---------|----------------|
| ① 名 称 | 大府市石ヶ瀬会館 |
| ② 所 在 地 | 大府市江端町四丁目 1 番地 |
| ③ 設置年月日 | 平成元年 4 月 1 日 |

3 指定の期間

指定管理者の指定の期間は以下のとおりとします。

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間

この指定の期間は、大府市議会（以下、「市議会」という。）の議決により確定することになるので留意してください。なお、当該施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消す場合があります。

4 指定管理委託料

指定管理業務に係る経費は、四半期毎に支払います。支払い時期や方法等詳細は市との協議で決定します。

指定管理業務に係る経費の上限額は、指定期間令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 か年の合計額で 195,628,000 円以内（税込）（修繕費を除く。）とします。申請に当たっては、提案する事業内容及び収支計画に基づき、指定管理委託料を積算するものとします。なお、各年度の指定管理委託料は、応募時の提案内容を基本としつつ、指定期間全体の上限額の範囲内において、事業内容の変更、物価変動、人件費の動向その他の事情を踏まえ、市と指定管理者が協議の上、毎年度決定するものとします。

修繕費は、会計年度ごとに市が決定した金額を指定管理委託料に計上することとし、年度終了後に清算するものとします。

なお、指定管理委託料の上限に関する消費税は、10%で積算しており、今後、法改正により、消費税率が変更される場合には、指定管理者と協議し、指定管理委託料の変更を行うこととします。

5 応募者に関する事項

- (1) 法人、又はその他の団体（法人格の有無は問いません。）とし、個人の応募は、受け付けません。

(2) 欠格事項等

以下に該当する法人等は、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている者、又は指名停止を受けている、若しくは受けることが明らかである者
- ② 以下の税を滞納している者（徴収猶予を受けている場合を除く。）
 - ア 国税 法人の場合 法人税、消費税（及び地方消費税）
団体の場合 代表者の申告所得税、消費税（及び地方消費税）
 - イ 県税 法人の場合 法人県民税、法人事業税及び自動車税
団体の場合 代表者の個人事業税及び自動車税
 - ウ 市税 法人の場合 法人市民税、固定資産税及び軽自動車税
団体の場合 代表者の個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税
- ③ 銀行、又は主要取引先から取引停止等を受けた者
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、更生、又は再生手続きの申立てをしている者
- ⑤ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体。また、団体の役員（法人でない団体の代表者、又は管理人を含む。）及び施設に配置する職員が、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

(3) 共同企業体による応募の場合

複数の法人等が共同企業体を構成して応募することも可能であるが、次の事項に留意してください。

- ① 複数の法人等が共同企業体を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うものとします。
- ② 同時に複数の共同企業体となることはできません。
- ③ 単独で応募した法人等は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできません。
- ④ 代表となる法人等及び共同企業体を構成する法人等の変更は原則として認めません。
- ⑤ 各構成団体員の出資比率については 1 事業者 10 パーセントを下回らないものとしてください。
- ⑥ 共同企業体を構成する全構成団体が上記の（１）、（２）の要件を満たすこととします。

6 募集及び指定に関する事項

(1) 募集及び指定の日程

指定管理者の募集及び指定に関する日程は以下のとおり予定しています。ただし、諸事情により変更する場合があります。変更する場合には応募した団体に対して、その旨通知いたします。

- ① 募集要領等の配布 令和 8 年 7 月 17 日（金）～
大府市役所 2 階 女性活躍推進室にて
※ 市のウェブサイトからもダウンロードできます。
- ② 説明会 令和 8 年 8 月 4 日（火）

- ※ 「(2) 説明会について」をご覧ください。
- ③ 質問書の受付 令和8年8月5日（水）
～令和8年8月19日（水）
- ※ 「(3) 指定申請に係る質問の受付期間と回答」をご覧ください。
- ④ 申請書の受付 令和8年8月26日（水）午前9時00分
～令和8年9月4日（金）午後3時00分
- ⑤ プレゼンテーション 令和8年10月2日（金）午後2時00分～
- ⑥ 選定結果の通知 令和8年10月中旬予定
- ⑦ 指定管理者の指定 令和8年12月下旬予定（市議会の議決を経た後）
- ⑧ 指定管理者との協定締結 令和9年1月予定
- ⑨ 開設準備（引継ぎ期間） 令和9年3月1日（月）～
- ⑩ 指定管理業務開始 令和9年4月1日（木）～
- (2) 説明会（施設見学を含む。）について
- ① 日 時 令和8年8月4日（火）午後1時30分から午後3時30分頃まで
- ② 場 所 大府市役所2階207会議室で説明会を実施した後、石ヶ瀬会館で施設見学をします。
- ③ 参加人数 各事業所3名まで
- ※ 説明会終了後、施設見学を行います。
- ※ 指定管理者の申請書の提出を予定している事業所は、説明会の出欠について、事前に連絡してください。
- (3) 指定申請に係る質問の受付期間と回答
- ① 受付期間 令和8年8月5日（水）午前9時00分
～令和8年8月19日（水）午後5時00分まで
- ② 質問がある場合は、住所、代表者名及び連絡先を石ヶ瀬会館の指定管理者募集に関する質問書（様式1）に明記の上、電子メールで提出願います。
（メールアドレス：jokatsu@city.obu.lg.jp）
- ③ 回答につきましては、公開分は本市のウェブサイト、未公開分は個別回答します。いずれも令和8年8月25日（火）に回答します。
- (4) 選定方法
- 応募書類及びプレゼンテーション（ヒアリング含む。）により選考します。なお、応募者多数の場合は書類審査のみで第1次審査を行い、上位団体を対象にプレゼンテーションによる第2次審査を行います。
- ① プレゼンテーション開催日時
令和8年10月2日（金）午後2時00分から予定しています。
- ※ 応募者説明15分、質疑応答15分の予定です。
- ※ 別途第2次審査対象者に実施方法等を通知します。
- ② 開催場所（予定）
大府市役所 2階 206・207 会議室
- ③ 出席者について
応募された法人等の代表者、又は代表者に準ずる方の出席をお願いします。
また、出席者は3名以内とします。
- ④ 資料の用意について
プレゼンテーションで使用する資料は、各団体が7部を用意してください。
印刷は原則、A4用紙とします。A3の場合は、3つ折りにしてください。

⑤ 選定会議による審査

指定管理者選定に関する審査基準に基づき総合評価により審査します。

※プロジェクター、スクリーンは、市で用意します。パソコン等は各自でご用意願います。

(5) 選定結果の通知等

選定結果は、文書によりお知らせします。また、選定された法人等は市のウェブサイト等に掲載し、公表します。選定された法人等は、市と優先的に交渉をすることができるものです。

なお、選定された法人等が辞退をした場合は、次点の応募者が市と優先的に交渉をすることができるものとします。

(6) 協議・協定の締結

市議会で指定の議決を経て、市と指定管理者の指定をしようとする者との協議の上、協定を締結します。

7 申請書類

指定管理者の応募に当たっては、大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例（平成元年大府市条例第4号）第12条に基づき、下記書類を提出してください。なお申請書は、市で複写することがあることをご承知おきください。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 添付書類

① 定款、又はこれに準ずるもの

② 法人である場合にあっては、登記事項証明書、又はこれに準ずるもの

③ 国税及び県税の納税証明書（未納税額がないこと用）

※愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」

④ 管理運営に関する基本的な考え方（様式2）

※ 管理運営に係る提案についても積極的に記載してください。

⑤ 直近3年度分の貸借対照表及び損益計算書、又はこれらに準ずるもの

⑥ 職員配置計画書（様式3）

⑦ 経費見積書（様式4）

⑧ 事業経歴及び現に行っている業務の概要（様式5）

⑨ 誓約書（様式6）

⑩ 前記に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合はその他の書類の提出を求める場合があります。

(3) 提出部数 正本1部、副本7部

※様式2・3は、ワードで作成し、電子メールでも市へ送信してください。

(4) 提出先

大府市健康未来部女性活躍推進室

〒474-8701 大府市中央町五丁目70番地

メールアドレス：jokatsu@city.obu.lg.jp

電話 0562-85-3320（ダイヤルイン）

8 指定管理者の選定

指定管理者の選定に当たっては、別添の公募プロポーザルにおける審査基準に照らし合わせ、次の（1）から（4）の事項について審査を行います。

(1) 利用者の平等利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

- (2) 「管理運営に関する基本的な考え方（様式2）」などの業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- (3) 「管理運営に関する基本的な考え方（様式2）」などの業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。
- (4) 上記のほか、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。

9 指定管理者の指定及び協定書に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要です。原則として選定された指定管理者候補者を令和8年第4回大府市議会定例会に上程し、議決を経た後、指定管理者とする予定です。

(2) 協定書

指定管理者の指定後、市は指定管理者の指定をしようとする者と、以下のとおり当該施設の管理に関する協定を締結します。

① 協定に盛り込む事項

- ア 指定管理者が行う業務（指定管理者業務）の具体的内容
- イ 指定管理者の指定の期間
- ウ 市が支払うべき指定管理者業務に係る経費に関する事項
- エ 指定管理者業務に関連して取得する個人情報の保護に関する事項
- オ 指定管理者の指定の取消し及び指定管理者業務の停止に関する事項
- カ 事業報告書に関する事項
- キ 急時等における対応方法
- ク その他市長が必要と認める事項

② 締結できない場合の措置

指定管理者が、協定の締結までに以下に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ア 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- イ 経営状況の悪化により、指定管理業務の履行ができないと判断された場合
- ウ 社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくない行動があったと認められる場合
- エ 市議会の議決で否決された場合
- オ 市の予算にて、措置ができなくなった場合

10 留意事項

(1) 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

(2) 応募に関する費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

(3) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(5) 提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合、その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部、又

は一部を使用できるものとします。

(6) 応募の辞退

申請後、辞退する場合には申請辞退届（様式 7）を提出してください。

(7) 印紙税の取扱い

指定管理者の指定は行政処分であり、印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）で課税の対象となる「請負に関する契約」には該当しないことから、協定書への印紙の貼付は必要ありません。

11 その他の事項

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しができるものとします。その場合は、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

② 不可抗力など市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ事前に書面により通知することにより、協定を解除できるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議することとします。

問合せ先

大府市健康未来部女性活躍推進室

担当：片岡

電話：0562-85-3320（ダイヤルイン）

FAX：0562-47-7320

E-mail：jokatsu@city.obu.lg.jp

○参考資料

【大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例】

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づき、大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 高齢者の生きがい活動及び男女共同参画の推進並びに地域住民の相互理解を図るため、大府市石ヶ瀬会館（以下「会館」という。）を大府市江端町四丁目 1 番地に設置する。

（職員）

第 3 条 会館に必要な職員を置く。ただし、第 11 条第 1 項に規定する指定管理者の指定をした場合は、この限りでない。

（利用の許可）

第 4 条 会館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、会館の管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の不許可）

第 5 条 市長は、会館を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 前2号のほか、会館の管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、会館の利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則並びに第4条第2項の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があると認めるとき。

(使用料)

第8条 会館の使用料は、大府市使用料条例(昭和45年大府市条例第48号)に定めるところによる。

(損害賠償)

第9条 利用者が故意又は過失によって会館及びその附属施設を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(利用者の範囲)

第10条 会館のうち、高齢者の就業機会の提供に関する施設部分を利用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する60歳以上の者
- (2) その他市長が特に認めたもの

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 会館の利用の許可その他利用に関すること。
- (2) 使用料の徴収事務に関すること。
- (3) 会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 指定管理者の指定をした場合における第4条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第11条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による指定をするときは、前項の規定により申請した者のうちから、次に掲げる基準により、指定管理者を指定するものとする。

- (1) 利用者の平等利用が確保されること。
- (2) 指定管理者が行う業務(以下「指定管理者業務」という。)の実施に関する計画が、会館の設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- (3) 前号の計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。

3 市長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消し、又は指定管理者業務の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 利用者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (4) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月20日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年6月28日から適用する。

附 則（平成3年12月12日条例第44号）

この条例は、平成3年12月14日から施行する。

附 則（平成13年3月29日条例第5号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月29日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

附 則（平成20年6月25日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第1項の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第12条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行前に改正前の大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

附 則（平成21年3月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

【大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例施行規則】（改正予定）

（趣旨）

第1条 この規則は、大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例（平成元年大府市条例第4号）第14条の規定に基づき、大府市石ヶ瀬会館（以下「会館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（休館日及び利用時間）

第2条 会館の休館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時休館日を定めることができる。

（1） 休館日

ア 毎月の第2月曜日及び第4月曜日

イ 12月28日から翌年1月4日まで

ウ 8月13日から8月15日まで

（2） 利用時間 午前9時から午後9時まで。ただし、市長が必要と認めたときは、これを午後10時まで延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、高齢者の就業機会の提供に関する施設部分（以下「生きがい就業施設」という。）の休館日及び利用時間は、次のとおりとする。

（1） 休館日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

ウ 12月28日から翌年1月4日まで

（2） 利用時間 午前8時30分から午後5時まで

（利用の許可等の手続）

第3条 会館の施設又は設備を利用しようとする者は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から利用しようとする日（午後10時まで利用しようとする場合は利用しようとする日の2日前）までに石ヶ瀬会館利用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長（条例第11条第1項に規定する指定管理者の指定をした場合にあっては、指定管理者。以下この条及び第4条第1項において同じ。）

に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査して支障がないと認めたときは、石ヶ瀬会館利用許可書兼領収書（第2号様式）を当該申請者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により石ヶ瀬会館利用許可書兼領収書を交付した後、事業等運営上特別な必要が生じた場合、当該者に利用日又は利用室の変更を命ずることができる。

（生きがい就業施設の利用許可手続等）

第4条 前条の規定にかかわらず、生きがい就業施設の利用の許可を受けようとする者は、生きがい就業施設利用許可申請書（第3号様式）を市長に提出し、生きがい就業施設利用許可書（第4号様式）の交付を受けなければならない。

2 生きがい就業施設の利用の許可を受けた者は、生きがい就業施設の利用に際して係員に前項の許可書を提示し、必要な指示を受けなければならない。

（使用料の減免）

第5条 会館の使用料を減免する場合は、大府市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年大府市規則第56号）第10条の規定を準用する。

（利用者の遵守事項）

第6条 会館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- （2） 他人に迷惑となる物品、動物の類を携帯し、又は連行しないこと。
- （3） 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- （4） 施設又は設備を損傷し、又は汚損しないこと。
- （5） 許可を受けないで、施設内で物品の展示又は販売をしないこと。
- （6） その他管理上必要な指示に反するような行為をしないこと。

（喫煙の禁止）

第6条の2 何人も、施設及びその敷地（駐車場を含む。）において喫煙をしてはならない。

（利用後の届出）

第7条 利用者は、会館の利用を終了したときは、直ちに備品等を原状に回復し、その旨を係員に届け出なければならない。

2 利用者は、会館及び備品等を損傷したとき、又は事故が発生したときは、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第8条 条例第12条第1項の規定による申請は、市長が定める期間内に、石ヶ瀬会館指定管理者指定申請書（第5号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 定款又はこれに準ずるもの
- （2） 法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- （3） 指定管理者が行う業務の実施に関する計画を記載した書類
- （4） 市長が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- （5） 職員配置計画書、経費見積書その他の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- （6） 事業経歴及び現に行っている業務の概要を記載した書類
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事業報告書の提出）

第9条 指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定により、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を市長に提出しなければならない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月26日規則第15号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第19号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 17 年 6 月 29 日規則第 65 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている諸用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 36 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 25 日規則第 51 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定は平成 20 年 7 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 8 条の規定による指定管理者の指定の申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行前に改正前の大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき作成されている第 1 号様式及び第 3 号様式による用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日規則第 9 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 27 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（令和元年 9 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日規則第 56 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 10 条の規定（次項の規定による改正後の大府市石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例施行規則第 5 条及び第 4 項の規定による改正後の大府市いきいきプラザの設置及び管理に関する条例施行規則第 4 条において準用する場合を含む。）は、この規則の施行の日以後に提出される申請書に係る使用料の減免について適用する。

附 則（令和 3 年 12 月 22 日規則第 124 号）

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後における利用に係る申請について適用し、同日前における利用に係る申請については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 3 号様式（第 4 条関係）

第 4 号様式（第 4 条関係）

第 5 号様式（第 8 条関係）

【地方自治法（抜粋）】

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

- 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
- 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
- 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。)
- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次

項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

- 第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
 - 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

- 第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。
- 2 第三百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
 - 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
 - 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
 - 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
 - 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。